

○港湾法の規定に基づき国土交通大臣が指定する二以上の国際戦略港湾を定める件

(平成二十三年十二月十三日)

(国土交通省告示第千二百七十七号)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十一第二項の規定に基づき、次の国際戦略港湾(同法附則第三十一項の規定により国際戦略港湾とみなされる国際拠点港湾を含む。以下同じ。)を同法第四十三条の十一第二項の埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資する二以上の国際戦略港湾として指定するので、港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十一条の五の規定により、次のとおり告示する。

大阪及び神戸

名古屋及び四日市

附 則

この告示は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十二月十五日)から施行する。

